

様式第一（第2条第1項関係）

供給確保計画の認定申請書		
大臣名を記載してください。	倉庫業者による施設整備を行う場合は、肥料原料の備蓄を行う事業者と倉庫業者の連名で申請してください。 また、代替保管者（金融機関及び肥料法の販売業者）と肥料原料の備蓄を共同で行う場合も連名で申請してください。	年 月 日
農林水産大臣 名 殿	住所 代表者の氏名	所 称
役職名、代表者の氏名を記載してください。		

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

倉庫業者が肥料原料の保管施設の整備を行う場合**及び代替保管者（金融機関及び肥料法の販売業者）と肥料原料の備蓄を共同で行う場合は**、「1 名称等」の記載欄を追加していただいた上で、肥料原料の備蓄を行う事業者と倉庫業者、**代替保管者（金融機関及び肥料法の販売業者）**の双方を記載してください。

1 名称等

申請者の氏名又は名称

代表者名（申請者が法人の場合）

資本金の額又は出資の総額

常時使用する従業員の数

法人番号（申請者が法人の場合）

申請に係る事業の日本標準産業分類における中分類名称並びに小分類名称及びその番号

肥料輸入業者の場合には、「55 その他の卸売業 5592 肥料・飼料卸売業」の日本標準産業分類を、肥料製造業者の場合には、「16 化学工業 161 化学肥料製造業」の日本標準産業分類を記載してください。

担当者連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス等）

（注）申請者が複数の場合は、申請者ごとに欄を追加して記載。

2 安定供給確保を図ろうとする特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目

この供給確保計画が参照する安定供給確保取組方針に係る特定重要物資 肥料

特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目①

りん酸アンモニウム

特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目②

（注）3以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合は、「特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目②」以降に、欄を追加して記載すること。

りん酸アンモニウム又は塩化カリウムのうち、備蓄を行おうとする肥料原料について記載してください（双方の肥料原料の備蓄を行おうとする場合は、双方を記載してください。）。

輸入事業及び製造事業の双方を行っている場合は、双方の例を参考に記載してください。

3 安定供給確保を図ろうとする特定重要物資等の生産及び販売並びにその原材料等の調達の現状

輸入事業者による申請の場合

肥料原料の備蓄を行う輸入事業者の名称を記載してください。

(1) 特定重要物資等ごとの生産、調達及び販売の現状について

特定重要物資等の生産、調達及び販売を行う者の氏名又は名称(注1): ○○株式会社		
特定重要物資名: 肥料 輸入事業者の場合は記載不要です。		
①特定重要物資の生産量		単位
①-1 国内生産量	—	
①-2 国外生産量		
②特定重要物資の生産に必要な原材料等の調達量(注2、3、4)	備蓄を行おうとする肥料原料についてのみ記載してください(以下の欄も同じ)。輸入及び国内の他社からの調達量の合計を記載してください。	
②-1 原材料等の品目①(調達量)	りん酸アンモニウム (20,000 t)	/年
②-2 原材料等の品目②(調達量)		
③特定重要物資の生産に必要な原材料等の調達先ごとの調達量	②の調達量の内訳として、記載した3か年度平均で調達量が多い順に調達先の国名を記載してください。3以上の国から調達している場合は、適宜欄を追加してください。国内の他社からの調達がある場合は調達先を「国内他社」として記載してください。	
③-1 原材料等の品目①	りん酸アンモニウム	
調達先名称①(調達量)	中華人民共和国 (12,000 t)	/年
調達先名称②(調達量)	米国 (8,000 t)	/年
③-2 原材料等の品目②		
調達先名称①(調達量)		
調達先名称②(調達量)		
④特定重要物資の生産に必要な原材料等の使用量	輸入事業者の場合は記載不要です。	
④-1 原材料等の品目①(使用量)		
④-2 原材料等の品目②(使用量)		
⑤特定重要物資等の最終販売量		
⑤-1 特定重要物資	輸入事業者の場合は記載不要です。	
国内販売(供給)量		
国外販売(供給)量		
⑤-2 原材料等の品目①	りん酸アンモニウム	
国内販売(供給)量	19,500 t	/年
国外販売(供給)量	500 t	/年
⑤-3 原材料等の品目②		
国内販売(供給)量		

国外販売（供給）量

（備考）

原則として直近3か年度（4月～3月）の数値をもとに記載してください。ただし、何らかの理由により、直近3か年度中に異常年が含まれる場合は、その旨を記載した上で、当該年度を除いた直近3か年度の数値をもとに記載してください。なお、異常年として除くことができるのは2か年度までとします（直近5か年度中3か年度の数値をもとに記載してください。）。


・平成30年度、令和元年度及び令和2年度の数値をもとに記載。

（令和3年度及び令和4年度においては、中国における輸出検査の厳格化に伴い、代替国からの調達を一時的に増加させた結果、平年に比べて調達量の大幅な増加が発生したことから、本表に記載した各数値の算定年度から除外した。）

（注1）共同申請の場合は、申請者のうち特定重要物資等ごとの生産、調達及び販売を行う者の氏名又は名称を記載すること。

（注2）原則として、本申請書の提出前の最近3期間の平均の数値をもとに記載すること。ただし、申請者の事業開始から3期間が経過していない、又は異常事態の発生等により平年とは著しく異なる数値が当該3期間に含まれる等の事情がある場合には、その事情を記載した上で、当該3期間以外の期間の数値を基に記載することとして差し支えない。

（注3）安定供給確保を図ろうとする原材料等に限るものとする。3以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合は、上表の欄を追加して記載すること。③、④及び⑤においても同様とする。

（注4）複数の原材料等又は調達先がある場合には、適宜行を追加して記載すること。

（注5）原材料等とは、特定重要物資の生産に必要な原材料、部品、設備、機器、装置又はプログラムを指す。

肥料製造事業者による申請の場合

肥料製造事業者の名称を記載してください。

(1) 特定重要物資等ごとの生産、調達及び販売の現状について

特定重要物資等の生産、調達及び販売を行う者の氏名又は名称（注1）：〇〇株式会社		
特定重要物資名：肥料		
①特定重要物資の生産量		単位
①-1 国内生産量	複合肥料：〇 t 指定複合肥料：〇 t	/年
①-2 国外生産量	—	
②特定重要物資の生産に必要な原材料等の調達量（注2、3、4）		
②-1 原材料等の品目①（調達量）	りん酸アンモニウム（22,000t）	
②-2 原材料等の品目②（調達量）		
③特定重要物資の生産に必要な原材料等の調達先ごとの調達量	備蓄を行おうとする肥料原料についてのみ記載してください。	
③-1 原材料等の品目①	りん酸アンモニウム	
調達先名称①（調達量）	〇〇商事（〇 t）	/年
調達先名称②（調達量）	××商事（〇 t）	/年
調達先名称③（調達量）	その他（〇 t）	/年
③-2 原材料等の品目②		
調達先名称①（調達量）		
調達先名称②（調達量）		
④特定重要物資の生産に必要な原材料等の使用量		
④-1 原材料等の品目①（使用量）	りん酸アンモニウム（20,000 t）	/年
④-2 原材料等の品目②（使用量）		
⑤特定重要物資等の最終販売量	備蓄を行おうとする肥料原料のみ記載してください。	3か年度平均の年間使用量を記載してください。
⑤-1 特定重要物資		
国内販売（供給）量	複合肥料〇 t 指定複合肥料〇 t	/年
国外販売（供給）量	複合肥料〇 t	/年
⑤-2 原材料等の品目①		
国内販売（供給）量		
国外販売（供給）量	肥料製造事業者の場合は記載不要です。	
⑤-3 原材料等の品目②		
国内販売（供給）量		
国外販売（供給）量		

複合肥料*と指定複合肥料の年間生産量を記載してください。また、原則として、いずれの欄も直近3か年度の平均の数値を記載してください（一部例外あり。詳細は備考欄参照）。

②の調達量の内訳として、主要な調達先から調達した3か年度の平均の調達量を記載してください。主要2～3社程度について記載し、他は「その他」としても結構です。

肥料製品の輸出がある場合のみ記載してください。

※複合肥料＝熔成複合肥料、化成肥料、成形複合肥料、被覆複合肥料、配合肥料、混合動物排せつ物複合肥料、混合堆肥複合肥料、吸着複合肥料、液状複合肥料、熔成汚泥灰複合肥料、混合汚泥複合肥料、家庭園芸用複合肥料

原則として直近3か年度（4月～3月）の数値をもとに記載してください。ただし、何らかの理由により、直近3か年度中に異常年が含まれる場合は、その旨を記載した上で、当該年度を除いた直近3か年度の数値をもとに記載してください。なお、異常年として除くことができるのは2か年度までとします（直近5か年度中3か年度の数値をもとに記載してください。）。

（備考）

・平成30年度、令和元年度及び令和2年度の数値をもとに記載。

（令和3年度及び令和4年度においては、中国における輸出検査の厳格化に伴い、代替国からの調達を一時的に増加させた結果、平年に比べて調達量の大幅な増加が発生したことから、本表に記載した各数値の算定年度から除外した。）

（注1）共同申請の場合は、申請者のうち特定重要物資等ごとの生産、調達及び販売を行う者の氏名又は名称を記載すること。

（注2）原則として、本申請書の提出前の最近3期間の平均の数値をもとに記載すること。ただし、申請者の事業開始から3期間が経過していない、又は異常事態の発生等により平年とは著しく異なる数値が当該3期間に含まれる等の事情がある場合には、その事情を記載した上で、当該3期間以外の期間の数値を基に記載することとして差し支えない。

（注3）安定供給確保を図ろうとする原材料等に限るものとする。3以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合は、上表の欄を追加して記載すること。③、④及び⑤においても同様とする。

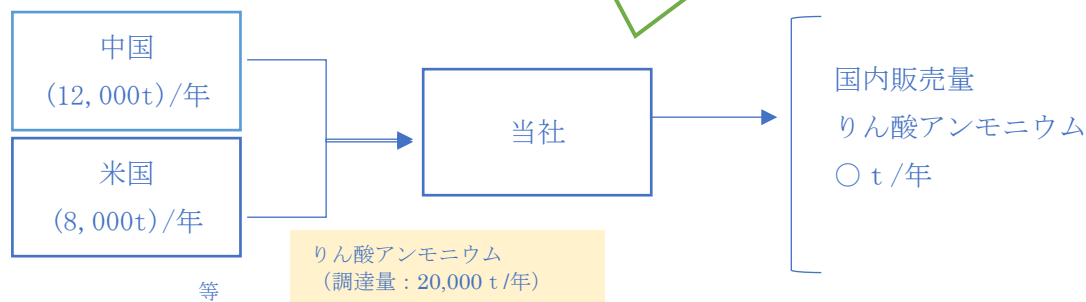
（注4）複数の原材料等又は調達先がある場合には、適宜行を追加して記載すること。

（注5）原材料等とは、特定重要物資の生産に必要な原材料、部品、設備、機器、装置又はプログラムを指す。

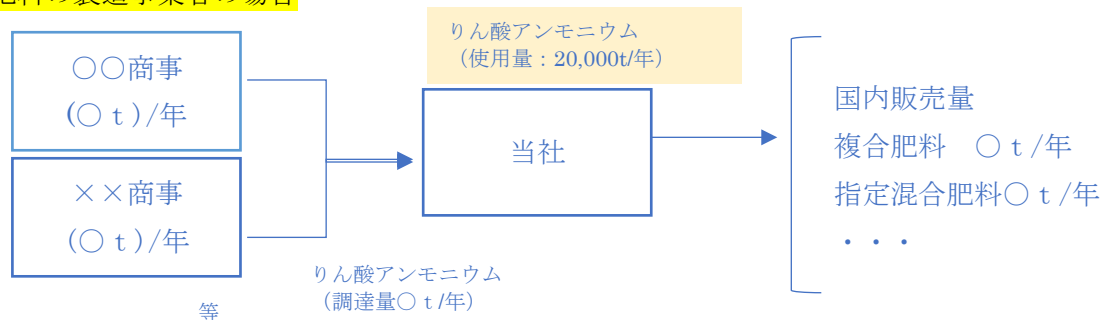
（2）主な供給先・調達先を含め、当該特定重要物資等に係るサプライチェーンの現状について、図などを用いて簡潔に記載してください。

（1）の表で記載した数量を転記してください。

肥料原料の輸入事業者の場合



肥料の製造事業者の場合



備蓄の取組開始前の調達状況や、取組の必要性がわかるように記載してください。

4 取組の内容及び目標

(1) 取組の背景

(例) 当社では、りん酸アンモニウムの全量を輸入に依存しており、輸入割合のシェアは、H30～R2年度において中国〇%、米国〇%となっていることに加え、近年は、中国による輸出検査の厳格化に伴う供給量の減少、〇〇等により、供給途絶のリスクが顕在化している。肥料原料の需給ひっ迫時においても、肥料の安定供給確保を図るためには、近年供給途絶リスクが顕在化しているりん酸アンモニウムについて、供給途絶時に代替国からの調達に要する期間も供給し得る十分な在庫量を恒常的に国内に保有する体制を構築する必要がある。このため、在庫量を積み増すことで備蓄を確保するとともに、これに要する保管施設の整備を行うこととする。

(注) 安定供給確保を図ろうとする特定重要物資等に係るサプライチェーンの現状(特定少数国・地域への依存の程度、代替供給確保の可能性等)、取組を実施しなかった場合の供給途絶リスク等の課題並びに当該特定重要物資等の今後の市場の見通し及び世界情勢(国内外におけるシェアの割合、競合他社の状況、当該特定重要物資等に係る貴社を取り巻く競争環境やその中での貴社の立ち位置等)を踏まえ、当該特定重要物資等の安定供給確保を図るために当該取組を実施する必要性について記載すること。

「備蓄数量目標」の具体的な数値と、年間輸入量又は使用量(3(1)の表のオレンジ色枠に記載した数量)に対して何か月分に相当する量を記載してください。りん安は1か月分、塩化加里は2か月分以上の「備蓄数量目標」とする必要があります。複数の原料備蓄に取り組む場合は、適宜、欄を増やしてください。

(2) 特定重要物資等の安定供給確保に関する目標(見込み)

特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目：りん酸アンモニウム

備蓄数量目標：5,800t(年間輸入量(使用量)の3.5か月分相当)

令和8年4月までに、上記備蓄数量を恒常的に保有することを目標とする。

※3年間で備蓄数量目標の達成を図ることが困難である場合には、その理由も記載すること。

備蓄を行うに当たり、〇〇(地名)に新規倉庫の建設を行うことを予定しているが、完成までに2年を要するため、計画申請の概ね4年後である令和9年5月までに、上記備蓄数量を恒常的に保有することを目標とする。

(注1) 安定供給確保取組方針において定められている基本的な目標及び方向性を踏まえ、安定供給確保のための取組全体を通して達成しようとする、安定供給確保を図るために必要な供給能力、備蓄数量等の目標を記載すること。

(注2) 取組の実施により安定供給確保を図ろうとする品目の取引先及び供給量並びに原材料等の調達先・調達量等が変化すると見込まれる場合はその内容及び目標を記載すること。

(注3) 2以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合には、上表を追加してそれぞれの品目ごとに記載すること。

取組方針第3章第4節の規定に基づき、原則として供給確保計画の認定から3年以内に備蓄数量目標を達成することが求められます。ただし、施設整備に時間を要するため、3年以内に目標達成することが難しい場合には、この欄に3年以内に目標達成することが困難である理由を記載してください(その場合においても、備蓄数量目標の達成年は、保管施設の竣工時期(竣工は認定から3年以内)+3年を限度とします。)

(3) 取組の内容及び目標数値

実施予定の取組の取組番号を下表から選択し、実施予定の取組ごとに具体的な取組内容及び事業計画終了年度において達成しようとする目標数値を記載すること。

取組番号	
1.	生産基盤の整備
2.	供給源の多様化
3.	備蓄
4.	生産技術の導入・開発・改良
5.	使用の合理化
6.	代替となる物資の開発

備蓄数量目標の具体的な数値と、年間輸入量又は使用量（3(1)の表のオレンジ色枠に記載した数量）に対して何か月分に相当する量かを記載してください。
また、取組方針第3章第4節の規定を踏まえ、当該備蓄数量目標を維持する期間（3年以上である必要があります。）についても記載してください。

特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目：りん酸アンモニウム		
取組番号	目標数値を達成するまでの具体的な取組内容	目標数値
3. 備蓄	令和5年9月から在庫量の積み増しを開始し、既存の保管施設（〇〇倉庫、××倉庫）に順次備蓄を行うとともに、令和6年5月までに既存倉庫を活用した備蓄数量分（3,800t）の買入れを完了する。 残り 2,000t については、〇〇（地名）に新設する保管施設において備蓄を行うこととし、用地買収に向けた調整を経て令和5年10月の着工、令和7年9月の竣工を目指す。竣工後、新規倉庫での保管を進め、令和8年4月には、備蓄数量目標である 5,800 t の買入れを完了する。	令和8年4月までに、当社におけるりん酸アンモニウムの年間輸入量（使用量）の 3.5 か月分に相当する 5,800 t を恒常的に保有することを目標とする。また、備蓄数量目標の達成後、3年間は当該数量を維持するものとし、令和11年5月以降は、肥料の需要動向を踏まえつつ備蓄数量について所要の検討を行うものとする。 本計画に基づく備蓄終了月の翌月以降としてください。

「3. 備蓄」と記載してください。

備蓄数量目標を達成する年月に加え、保管施設整備を予定している場合は、着工と竣工の年月、建設予定の地名、追加整備する保管施設の備蓄量を必ず記載してください。

（注1）2以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合には、上表を追加してそれぞれの品目ごとに記載すること。1つの取組により2以上の品目の安定供給確保を図る場合は、品目ごとに目標数値を記載すること。

（注2）具体的な計画内容の記載に当たっては、事業開始年度及び事業終了年度並びに取組により直接的に達成が見込まれる定量的な中間目標等を設定している場合は、その内容も併せて記載すること。

（注3）当該取組を実施する上で、これまでの原材料等の調達先又は調達方法を変更し、新たな調達に関する計画・取組を行う場合は、当該計画・取組を併せて記載すること。

（4）目標数値設定の根拠（数値算出の根拠となる計算式やそれに用いた数値の根拠並びに当該物資の市場の見通し及び世界情勢等の背景を踏まえて記載）

（目標数値設定の根拠）

特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目：りん酸アンモニウム

① 年間輸入量（年間使用量）

3(1)に記載した年間輸入量（年間使用量）の算定に当たっては、下記の3か年度における当社の年間輸入量（使用量）の実績を参照した。

年度（4月～3月）	年間輸入量（年間使用量）
H30	21,000t
R 1	20,000t
R 2	19,000t
平均	20,000t

3(1)で記載した年間輸入量（年間使用量）の算定に当たって参照した3か年度の各年度における輸入量を記載してください。

なぜ「〇か月分」という備蓄数量目標を設定したのかわかるように記載してください。

② 備蓄数量目標の水準

令和3年秋以降に中国からのりん安の輸出が停滞した際、代替国に原料の発注を行ってから我が国に着港するまでに最長で3.5か月の期間を要したことを根拠とした。

以上を踏まえ、①で算出した3か年度平均の輸入量（使用量） $\div 12 \times$ ②の備蓄数量目標の水準により、5,800tを備蓄数量目標として設定した。

（注）2以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合には、上表を追加してそれぞれの品目ごとに記載すること。

表の上に原料名を明記してください。りん安・塩化加里の双方を備蓄する予定である場合は、表を追加してください。

既存の保管施設における備蓄の計画と、新規の保管施設の計画の欄を分けて記載するようにしてください。また、既存・新規保管施設のそれぞれにおいて、各年度に何t備蓄する予定かがわかるように記載してください。

施設・設備の事業実施期間（事業の着手から完了までの期間）を記載してください。複数の施設・設備の整備がある場合は、それぞれの計画が分かるように記載してください。

5 実施計画

(1) 計画の実施概要

【肥料原料名：りん酸アンモニウム】

事業実施期間 令和5年5月～ 令和11年4月	既存の保管 施設におけ る備蓄	既存の保管施設での 備蓄に向けた計画	新規の保管 施設におけ る備蓄	新規の保管施設・設備の整備 に向けた計画 (施設整備事業実施期間： 令和5年7月～令和7年9 月)
供給確保計画の認定見込み月を始期として記載してください。備蓄終了月を終期として記載してください。				
令和5年度 ※備蓄準備開始 年度（備蓄準備開 始月：9月）	2,000t	買入れの開始	—	用地買収に向けた検討・近 隣住民との調整 10月：着工
令和6年度	3,800 t	既存倉庫における備 蓄分の買入れ完了（以 後、備蓄量を維持）	—	
令和7年度	3,800 t		500t	9月：竣工 以後、新規倉庫における備 蓄分の買入れ開始
令和8年度 ※備蓄開始年度 （備蓄開始月：4 月）	3,800 t		2,000t	4月：新規倉庫における備 蓄分の買入れ完了 →既存倉庫への備蓄と合わ せ、備蓄数量目標の達成
令和9年度	3,800 t		2,000t	
令和10年度	3,800 t		2,000t	
令和11年度 ※本計画に基づ く備蓄終了年度 （備蓄終了月：4 月）	3,800 t		2,000t	
備蓄予定場所	〇〇倉庫、××倉庫		〇〇（地名）に新規倉庫を建設予定	

備蓄準備開始日、備蓄開始日の報告がどの年度になる予定か、また、具体的な開始月を記載してください。

既存倉庫・新規倉庫のそれぞれについて、備蓄予定場所を記載してください。
倉庫が非常に多くなる場合は、「取組が確実に講じられることを証する書類のとおり」と記載しても構いません。

(2) 取組実施時期

特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目：りん酸アンモニウム			
取組の内容	事業着手 (発注等)	設備の整備、技術開発、備蓄等に要する期間	目標の達成（製品の供給開始、備蓄数量の目標の達成等）
備蓄	令和5年5月	令和5年5月～令和8年4月 (最低でも36か月間必要)	令和8年4月
(1)の計画の実施概要に記載した事業実施期間の始期を記載してください。		「事業着手」と「目標の達成」欄に記載した期間をそのまま記載してください。	(1)の計画の実施概要に記載した備蓄開始月を記載してください。

(注) 複数の取組を実施する場合は、行を追加して記載すること。また、2以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合は上表を追加してそれぞれの品目ごとに記載すること。

本事業を活用して保管施設の新設、増築、改築、修繕又は模様替えを予定している場合に記載してください。敷地面積・建築面積等についても申請時点での予定について記載してください。

(3) 取組において支援措置の対象とする施設

施設を整備する者の氏名又は名称 (注1)	〇〇倉庫株式会社				
施設の名称	〇▲倉庫 (仮称)				
施設の所在地 (住所)	〇〇県××市▲▲1-2-3				
対象品目名	りん酸アンモニウム				
敷地面積	2,000	m ²	建築面積	1,000	m ²
現在の施設との相違点					

原料の備蓄を行う者と倉庫業者の連名申請であって、倉庫の整備を倉庫会社が行う場合は倉庫業者名を記載してください。

保管施設を新設する場合は、申請者（肥料関係事業者及び倉庫業者）が現在所有する施設及び申請者以外の倉庫業者が所有する施設の状況を踏まえ、これらの施設の利用では対応が困難である理由及び施設整備の必要性、当該施設の立地の適切性を記載してください。（例：収容量に余剰のある自社倉庫を持っておらず、肥料製造工場に効率的に肥料原料の輸送ができる場所に立地し、かつ、肥料原料の品質を安定的に確保できる他社の営業倉庫がない等）

なお、申請時点において、申請者以外の倉庫業者が所有する施設に対象肥料原料を保管している場合（申請者である倉庫業者が別の倉庫業者に再委託している場合を含む。）や申請者以外の倉庫業者が所有する施設が周辺に存在する場合であっても、安定的な対象肥料原料の備蓄や品質確保等の観点から申請者の所有する保管施設に保管することがより良いと考えられる場合については、保管施設の新設を可能とします。この場合、申請時点において対象肥料原料を保管している施設や申請者以外の倉庫業者が所有する施設の利用では対応が困難である理由及び施設整備の必要性、当該施設の立地の適切性についても明確に記載してください。

増築、改築、修繕又は模様替え（増築等）の場合は、当該増築等の必要性及び既存施設から変更される点を記載してください。（例：床面と壁面に腐食防止加工を行うことにより、長期保管にも耐えられるようになる等）

安定供給確保への効果 (施設整備により達成される供給能力等の具体的な能力向上の想定を記載)	既存の原料保管施設である〇〇倉庫、××倉庫における肥料及び肥料原料の最大保管量は4,600tであり、りん酸アンモニウムの最大保管量としては3,800tである。 新規建設を予定している倉庫における最大保管可能量は2,400tとなる予定であり、この倉庫の建設により、追加的に2,000tの備蓄を恒常的に行うことが可能となる。 これにより、既存の倉庫における3,800tの備蓄と合わせ、備蓄数量目標である5,800tの恒常的な備蓄が可能になる。
新規倉庫の建設や増築の場合は、それによって何tの追加的備蓄が可能になるのかを記載してください。また、増築、改築、修繕又は模様替え(増築等)の場合は、それを行わなかった場合備蓄の取組にどのような影響が生じるかを説明する等、増築等の必要性について記載してください。	技術者数は不要です。総従業員数(予定)のみ記載して下さい。(未定の場合はその旨記載してください。)
総従業員数(うち技術者数)(注3)	10人

(注1) 共同申請の場合は、申請者のうち施設を整備する者の氏名又は名称を記載すること。

(注2) 取組開始時に予定する従業員の人数を記載すること。

(注3) 複数の施設を整備する場合は、上表を追加し、個別の施設ごとに記載すること。

(注4) 土地・建物の所有関係に関する資料、施設の配置図、設計図、設備の配置図等施設の概要が分かる資料を添付すること。

新設の場合には、土地の所有関係に関する資料
増築・改築・修繕・模様替えの場合には、建物の所有関係に関する資料
加えて、
配置図：施設整備において、整備する施設の敷地内における位置が確認できる図面
平面図：施設整備において、整備する施設の規模(幅、奥行き)が確認できる図面
設備整備における当該設備の設置場所等が確認できる図面

(4) 取組において支援措置の対象とする設備

本事業を活用して設備の整備を予定している場合のみ記載して下さい。

設備を整備する者の氏名又は名称 (注1)	〇〇株式会社
設備機械装置の名称	ベルトコンベア
取組を実施する設備の所在地(住所)	〇〇倉庫(〇〇県××市▲▲1-2-3)
対象品目名	りん酸アンモニウム
用途	備蓄用の肥料原料の搬入・搬出
単価及び数量	単価(円): 50 百万円 数量(単位): 一式
金額(円)	50 百万円
安定供給確保への効果 (設備整備により達成される供給能力等の具体的な能力向上の想定を記載)	〇〇倉庫においては、肥料原料を保管する際、現在ホイールローダーによる積上げを行っているが、積上げを行うことができる高さには限界があるほか、搬入・搬出のスペース確保のために多くのデッドスペースが発生しており、りん酸アンモニウムの最大保管量は 800 t に留まっている。そこで、船舶が着港するバースから原料を直接搬入することができるベルトコンベアを新たに設置することとする。これにより、原料を天井高に近い高さから搬入する方式とし、スペースが有効活用されることに加え、原料の搬入・搬出に要するデッドスペースの解消が図られる。この結果、りん酸アンモニウムは最大 1,200 t の保管が可能になると見込まれる。

(注1) 共同申請の場合は、申請者のうち設備を整備する者の氏名又は名称を記載すること。

(注2) 複数の設備を整備する場合は、上表を追加し、個別の設備ごとに記載すること。

(注3) 設備に関するカタログ、仕様書等の設備の概要が分かる資料を添付すること。

設備整備の必要性及び規模決定の根拠について、定量的に記載してください。

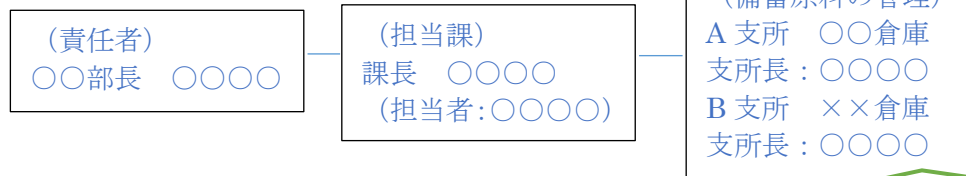
6 取組の実施体制

(実施体制図)

原料の備蓄と保管施設の整備の双方を行う場合は、それぞれの実施体制について記載してください。

① リン酸アンモニウムの備蓄

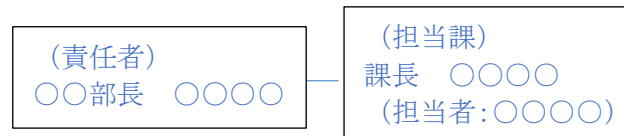
【実施事業者名：〇〇株式会社】



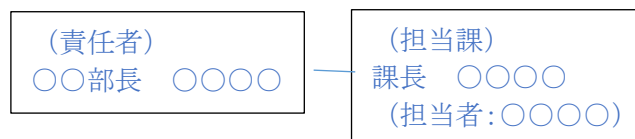
肥料関係事業者が調達した対象原料の一部又は全部について所有権の移転を受け肥料関係事業者に代わって対象原料の保管を行う事業者はここに位置付けてください。その上で、「※〇〇株式会社が調達した肥料原料の一部（又は全部）は、△△△株式会社が〇〇株式会社から譲渡を受け、△△△株式会社において△△△株式会社の備蓄用に保管（最大保管数量：〇t）し、備蓄を行う。」と記載をお願いいたします。

② 〇▲倉庫の建設

【〇▲倉庫への原料備蓄予定事業者：〇〇株式会社】



【倉庫建設業者：〇〇倉庫株式会社】



(取組に関する情報を適切に管理するための体制の整備状況)

【〇〇株式会社】

当社において定められている情報管理規程の規定に基づき、情報を外部に送信する際には必ずパスワードを付すほか、情報を廃棄する際に焼却等の漏洩防止の措置を講ずるなど、情報が外部に漏洩することのないよう、必要な措置を講ずるものとする。

また、〇〇部長を本取組に係る情報管理責任者として、本業務に従事する職員に情報の取扱いに係る研修を行うほか、・・・等、組織内において情報を適切に管理することとされており、〇〇規程に基づき退職後も含め、全ての役員、社員に守秘義務が課されている。

【〇〇倉庫株式会社】

・・・

情報漏洩の防止のために講じる措置の内容や、誰を情報管理の責任者として組織内の体制を構築するのか記載してください。社内共通の情報管理の規程が定められている場合には、別途当該規程を添付してください。

(注1) 安定供給確保のための取組に係る主な部署、その人数の見込み及び担当者の氏名・役職・役割分担等を図等を活用して記載すること。また、取組に関する情報を適切に管理するための体制の整備状況について記載すること。

(注2) 共同申請の場合は、共同事業全体での実施体制図を具体的に記載すること。

施設整備費助成を希望する場合のみ、どのような方法で資金調達をする予定か記載してください。保管料助成については、供給確保計画作成時点では未定の部分も多いと考えられるため、※のような記載を行った上で、ここでは具体的な金額について記載していただくなくても構いません。

7 取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施予定の取組の内容 りん酸アンモニウム 2,000t 分の備蓄に要する新規保管施設の整備

※ 備蓄そのものに要する保管経費については、安定供給確保支援法人による助成金からの支援を受ける予定。各年度の所要額については、安定供給確保支援法人に別途提出する事業実施計画において記載予定。

取組を実施する者の氏名又は名称 〇〇倉庫株式会社

(単位：百万円)

費用		調達方法	政府関係 金融機関 からの借 入れ	民間金融 機関等か らの借入 れ	安定供給 確保支援 法人によ る助成金	自己資金	その他	合計	備考
取組に必要な資金 の合計額									
	令和5年度 (着手)			50	100			150	
	令和6年度			50	100			150	
	令和7年度 (完了)			50	100			150	
	年度								

設備整備費助成を行う場合、着手から完了までの各年度の所要見込額・資金調達方法について記載してください。

(注1) 共同申請の場合は、申請者ごとに作成すること。複数の取組を実施する場合は、「実施予定の取組の内容」欄及び上表を追加して取組ごとに記載すること。

(注2) 「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載すること。

(注3) 「民間金融機関等からの借入れ」について信用保証協会による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載すること。

(注4) 9において、株式会社日本政策金融公庫法の特例による支援措置を希望する場合には、想定金融機関名及び支援措置により受ける想定支援額を、「備考」欄に記載すること。

(注5) 計画実施期間内の各年度の資金の調達方法について年度ごとに記載すること。

8 期待する支援措置等

(1) 期待する支援措置

取組を実施する者の氏名又は名称 〇〇株式会社・〇〇倉庫株式会社

支援措置	希望する	希望しない
株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）		

安定供給確保支援法人による助成金に○をつけてください。

中小企業投資育成株式会社法の特例		
中小企業信用保険法の特例		
安定供給確保支援法人による助成金	○	
安定供給確保支援法人による貸付金融機関に対する利子補給金の支給		

(2) 上記(1)の支援措置の対象とする施設又は設備(上記の支援措置のいずれかを希望する場合のみ記載)

(単位: 百万円)

	施設又は設備投資の 所要資金額	整備する施設 又は設備 等の種類	数量	単価	金額	設置場所
令和5年度 (着工)	150	肥料原料倉庫(りん酸アンモニウム)	一式	450	450	〇〇県××市
令和6年度	150					
令和7年度 (竣工)	150					
合計額						

(注) 共同申請の場合は、申請者のうち施設又は設備を整備する者の氏名又は名称を記載すること。

「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月)に基づく対策の実施など、サプライチェーン上の人権等のリスクに対する対応策について記載してください(例:「調達先の商社に取引先の人権等のリスクの有無を確認することとしており、問題ないと認識している」等。現時点で具体的な対応が行われていない場合は、「今後、対象物資に関する人権リスクが生じた場合にリスクの把握・対応ができる体制を構築した(担当者を設定した等)」と今後の対応を記載することでも構いません。)

9 その他安定供給確保取組方針との適合性の確保に関する事項

項目		確保措置の内容
供給安定性	サプライチェーンの人権デューデリジェンス等の適切な実施	☒ サプライチェーン上の人権や環境等のリスクについて、社内で適切な検討・対策を実施している。 (具体的な措置) ...
	本計画に基づく取組を適切に実施するために必要なシステムのサイバーセキュリティに係る脆弱性の評価及び適切な対策の実施	☒ サイバーセキュリティが適切に確保されるよう、組織の実情・規模に応じ「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」(経済産業省・独立行政法人情報処理推進機構(IIPA))又は「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」(IIPA))や脆弱性診断の結果等を踏まえ、組織の実情に応じた適切な対策を講じている。 (具体的な措置) ...
	所有関係及びガバナンスの透明性の確保	☒ コーポレートガバナンスに関する規程を策定し、必要な体制を構築している。 (具体的な措置) ...

サイバーセキュリティ確保のために講じている対策について記載してください(OSを常に最新に更新している、ウイルス感染対策ソフトの導入をしている等)。また、記載の根拠となる資料を添付してください。

事業者の法人形態・所有関係、コーポレートガバナンスの状況について記載してください(既存資料を添付いただく形で構いませんが、その場合添付する規程名について記載してください)。親会社のコーポレートガバナンスに関する規程の策定状況も記載してください。

	外国の法的環境等による安定供給の適切性への影響	・・・
	本社等の立地する場所の法的環境などにより安定供給の適切性が影響を受けないことを確認の上、その旨を記載してください。また、自社及び親会社の大株主における外国投資家や外国企業（外国金融機関を除く。）の有無を記載してください。（例：日本国内に所在している企業であり、外国政府等からの圧力を受けるおそれはない。また、自社及び親会社の大株主に外国投資家はいない。）	
	サプライチェーンを含む必要な供給能力確保に関する計画の整備	☑現在及び計画期間中の市場動向又はその見込みを踏まえた計画である。
	国内関係法令の適切な遵守	☑物資の安定供給確保を図る上で遵守すべき国内関係法令を遵守する。
	事業継続計画の策定 肥料法その他関係法令の違反歴が過去2年間にないことを確認した上で☑してください。 災害の発生等の有事を想定したBCPを社内で定めていることを確認した上でチェックし、当該BCPを添付してください。	☑BCPを策定している。
	本計画に基づく取組の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めた際の報告体制の構築	☑本計画に基づく取組の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めたときは、その概要及び取組に対する影響等を主務大臣に報告する体制を構築している。（具体的な措置） ・・・

サイバー攻撃等、本取組の実施に支障が生じ得る事態が生じた場合の社内・農水省への報告体制について記載してください。
（例：本計画に基づく取組の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めたときは、担当課の〇〇課より社内及び農水省技術普及課に報告する体制を構築している。）

有事の際には備蓄した肥料原料の放出又は活用を行い、肥料原料の肥料製造事業者への供給又は肥料製造を継続することを誓約する旨を記載してください。また、原料の放出又は活用を行っている期間中において、肥料製造を継続するために講ずる措置について記載してください。

10 取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置

当社における備蓄数量目標 5,800 t の達成後、次のいずれかに掲げる事象が生じた場合、農林水産省への申請を行った上で、備蓄したりん酸アンモニウムを肥料製造事業者へに放出し、放出先の肥料製造事業者における肥料製造の継続に寄与します。

- ①肥料原料の輸出国からの供給量の減少による肥料原料の需給のひっ迫
- ②肥料原料の価格の著しい高騰による肥料原料の需給のひっ迫
- ③災害による肥料原料の供給量の減少その他の要因による肥料原料の需給のひっ迫

上記①により備蓄した原料の放出を行う場合は、備蓄原料の放出を行っている期間中、〇〇、××（国名）をはじめとしたりん酸アンモニウムの産出国に調達の交渉を行い、代替国からの調達を進めます。

また、上記の事象が生じた場合であって、農林水産省から備蓄分の原料の放出を求められた場合には、これに応じます。

農水省から備蓄原料の放出を求められた場合には、これに応じることを誓約する旨も記載してください。

11 申請者の営む業種における競争の状況（同一の業種に属する事業を営む二以上の者が共同して申請を行う場合）

単独事業者による申請の場合は、記載不要です。同一業種他社と連名での申請を検討される場合は、別途相談してください。

（注）申請者の営む事業の属する事業分野における競争の状況は、安定供給確保を図る特定重要物資等を生産する事業者の属する業種の中において占める地位、市場占有率その他の競争の状況を把握するために参考となるべき事項及び申請を行う二以上の者が共同して取組を実施することについて合意した具体的な内容について記載すること。